

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

2023 年（令和 5 年）6 月 21 日

藤沢市長

鈴木 恒 夫



1 都市計画の種類及び名称

藤沢都市計画地区計画 藤沢駅南口 3 9 1 地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

藤沢市南藤沢地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

計画建築部 都市計画課

以 上